

黒部市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成金交付要綱

平成30年3月28日

黒部市告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号）第21条の規定に基づき、黒部市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する母子家庭等
- (2) 子育てサポート事業 放課後児童クラブ事業及びファミリー・サポート・センター事業
- (3) 放課後児童クラブ事業 黒部市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成18年黒部市告示第28号）に基づき実施する事業
- (4) ファミリー・サポート・センター事業 黒部市が実施する平成26年5月29日付雇児発0529第17号雇用均等・児童家庭局長通知「「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の実施について」の別紙「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (5) 利用料 第2号の事業を利用した際に利用者が負担する料金（保険料、おやつ代等の実費負担分は除く。）

(助成金の交付)

第3条 ひとり親家庭の就業・自立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、ひとり親家庭の子育てサポート事業の利用料に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第4条 利用料の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。

(2) ひとり親家庭であること。

(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定による認定を受け、児童扶養手当を受けている者（全部支給停止の者を除く。）であること。

（助成金の額）

第5条 利用料の助成金（以下「助成金」という。）の額は、助成対象者が利用料として負担した額のうち、第2条第3号の事業にあっては対象児童1人当たり月額2,000円を、同条第4号の事業にあっては対象児童1人当たり時間単価400円を限度とする。

（助成金の交付申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条第3号の事業にあっては黒部市ひとり親家庭子育てサポート事業（放課後児童クラブ）利用料助成金交付申請書（様式第1号）に、同条第4号の事業にあっては黒部市ひとり親家庭子育てサポート事業（ファミリー・サポート・センター）利用料助成金交付申請書（様式第2号）に、それぞれ次の各号に掲げるものを添えて、市長に提出するものとする。

(1) 児童扶養手当証書又は受給者を証明する書類の写し

(2) 利用料の領収書又は利用及び納付状況がわかる書類の写し

(3) 請求書

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用料の納入状況を確認した上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するとともに、その旨を黒部市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき又は偽りその他不正の方法により助成金を受けたときは、当該助成金の交付決定を取り消し、その全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。